

## 目次

思想、文化、制度 .....	1
法文化学会第 16 回研究大会・総会を終えて.....	2
法文化学会第 17 回研究大会について.....	3
叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』.....	3
叢書第 12 巻の刊行について .....	3
叢書第 13 巻の編集について .....	4
叢書第 14 巻の発刊について .....	4
叢書第 15 巻の企画募集について .....	4
法文化叢書第 14 巻『再帰する法文化(仮)』原稿募集のご案内.....	4
事務局からのお知らせ .....	5
2012年度会計報告 .....	5
年会費納入のお願い.....	5
事務局移転のお知らせ.....	6
入会の申込について .....	6

## 思想、文化、制度

法文化学会理事長 王雲海（一橋大学）

いまは、死刑を存置すべきかそれとも廃止すべきかが一つ世界的な論争になっている。多数の国々はすでに死刑を廃止したその執行を停止したのに対して、中国、米国、日本のいずれもいまだに死刑を存置させている。そのうち、中国は死刑を最も多用しており、ほぼ世界での死刑執行人数の約八割以上をも占めている。

実は、中国での死刑多用をめぐる大きな論争も世界で起きている。一部の西洋学者の見解

によれば、中国での死刑多用は、中国が社会主義国になってからの一時的な現象で、スターリンから影響を受けた毛沢東、鄧小平などの中国の政治指導者の政治スタイルによるものに過ぎず、歴史上の中国では、皇帝などの為政者にむけてその国民に対する「仁、愛、徳」を施すように説く「儒家」(儒教)があったように、その統治者はそれほど死刑を多用しなかった、という。このような美談に対して、中国を含む多くの東洋の学者た

ちはその幼稚ぶりを嘲笑しながら次のようなことを指摘する。つまり、歴史上の中国では、儒家だけがあつたわけではなく、「嚴法峻刑」を極端に唱える「法家」もあつた。しかも、「儒家」と「法家」とは、統治者にとって対立したものではなく、統治に使う同じ劍の違う面にすぎず、「法家」は死刑の多用を直接に求めるが、「儒家」もそれを制限するものでは決してない。中国での死刑の多用は一時なものよりも、むしろ歴史上の一貫した現象である、という。

私は、長い間、中国、米国、日本の死刑に対する比較研究を行っている。また、日本来る前に中国で長く生活をして、中国の内面を体験したことがある。このような研究と経験からして、「歴史上の中国には死刑が少なかった」というのが愛想のよい誤解であることをよく知っている。では、なぜ

一部の西洋の学者はこのような誤解に陥ってしまうのであろうか。これは、西洋の人間が外面的な存在であつて、「儒家」と「法家」とは同じ為政者の「飴」と「鞭」である内面的な関係を見破れなかつたからという指摘が多い。これには一理があるが、しかし、私の考え方からすれば、彼らに中国の歴史を楽観視させた最大な理由は、考え方を昇華させて一説・一理論・一学派にまで作り上げたわずか何人かの思想家たちの思想と、皇帝などの為政者を含む社会の多数の人々が持っている素朴な考え方としての文化とを混沌したからではないか。少数のエリートの思想をそのまま社会の多数の文化としたのではないか。死刑を含む社会の制度に最も大きな影響を及ぼしているのは少数の思想よりも多数の文化ではないか。

## 法文化学会第16回研究大会・総会を終えて

林康史（立正大学）

法文化学会第16回研究大会は、「貨幣と通貨の法文化」を統一テーマに、2013年11月9日（土）に、立正大学・品川（大崎）キャンパス11号館で開催された。

第一報告は、畠山久志氏（中部学院大学）が自由論題「英国と日本の金融 ADR 制度の相違点について——金融構造と自主規制の法意識」を報告。続くテーマ・セッションでは、林が第16回研究大会の趣旨説明として「貨幣・通貨とは何か」を報告した。その後、中野雅紀氏（茨城大学）「ジャン・ボーダンの国家の貨幣鑄造権といわゆる“プレコミットメント”理論について」、木下直俊氏（東海大学）が「ドル化政策をめぐる法制度——エクアドル、エルサルバドル、パナマの事例から」、歌代哲也氏（立正大学大学院博士課程）が「地域通貨の持続性モデル——貨幣の機能・保有動機の観点から」を報告した。

最後に、黒田明伸氏（東京大学）が「歴史にみる貨幣たちの個性」を報告し、報告した畠山氏、中野氏、黒田氏、林に浅妻章如氏（立教大学）、山内進氏（一橋大学）が加わって、パネル・ディスカッションが行われ、活発な議論が交わされた。

会員総会の後には、銀座アスター・ベルシーヌ大崎に会場を移し、懇親会の場をもった。

最後に、全体を振り返れば、さまざまな切り口からのテーマ報告が行われたことで、貨幣と通貨の持つ普遍的な研究対象としての魅力が改めて浮き彫りになったと思われる。

（報告者はじめ、参加していただいたみなさまのご協力のもと、盛会となったことを感謝します。本当にありがとうございました。）

なお、今回の研究大会の成果をベースに、法文化学会叢書第13巻（国際書院）が上梓される予定である。

現在も執筆を受け付けているので、簡単に趣旨を付記しておきたい(詳細は、会報の前号をご覧ください)。

叢書第13巻は、「貨幣と通貨の法文化」をテーマとする。マネーは、経済学や法学・歴史学・人類学などの分野において古くからの研究テーマであった。一方で、グローバル化、ICTの進展

にともなって、マネー研究は新しい展開を迎えている。また、認知科学からのアプローチも盛んとなった。いま、改めて、マネーに関する問題・現象を法文化の視座から捉えなおすべく、マネーに関する法文化をさまざまな角度から考察することとしたい。

## 法文化学会第17回研究大会について

第17回研究大会を以下の要領で開催いたします。報告を希望される方は、**8月末日までに**、企画担当者までご連絡ください。大会テーマでの報告者は、叢書に執筆いただくことになっております。テーマにつきましては、叢書第14巻編集についての下記の趣旨説明をごらんください。また、自由報告も予定しておりますので、大会テーマ以外の題目で報告を希望される方も歓迎いたします。

なお、報告希望者多数の場合は、叢書刊行委員会および開催校で相談のうえ、報告者を決めさせていただきますので、予めご承知おきください。

1. 日程: 2014年11月22日(土)～11月23日(日)
2. 会場: 北陸大学 太陽が丘キャンパス  
〒920-1180 石川県金沢市太陽が丘1丁目1番地
3. テーマ: 再帰する法文化(仮)

**開催校からのお願い** ご報告をご希望される方は、事務局まで、氏名・所属・連絡先・報告の題目(仮題でかまいません)をご明記の上、上記日付までに、以下のいずれかの要領でお送り下さい。なお、研究大会に関するお問い合わせも以下にてお受けいたしております。

- ・郵便: 〒225-8503 神奈川県横浜市青葉区鉄町1614 桐蔭横浜大学法学部内法文化学会事務局
- ・E-mail: [admin@legalculture.org](mailto:admin@legalculture.org)

\* ご報告いただく方には、9月初旬頃に会員連絡用のご報告要旨のご提出をお願い申し上げます。これにつきましては、後日、開催校よりご連絡させていただきます。

## 叢書『法文化 — 歴史・比較・情報』

### 叢書第12巻の刊行について

法文化叢書第12巻『災害』(編者:小柳春一郎会員)が編集作業をほぼ完了致しました。近日刊行予定ですので、楽しみにお待ちしております。

集・執筆にご協力くださいました方々、お疲れ様でした。

### 叢書第13巻の編集について

叢書第13巻『貨幣と通貨の法文化』（編者：林康史会員）の編集が鋭意進められています。今年度中の刊行を目指して、引き続きご協力を宜しくお願い申し上げます。

みの上、下記の申込締切日までに学会事務局に題目（仮題で結構です）をご提示の上、お申し込みください。なお、採否は編者ととも編集委員会が決定いたしますので、その旨ご承知おきください。

### 叢書第14巻の発刊について

叢書刊行委員会では、叢書第14巻のテーマを「再帰する法文化」（仮）とすることにいたしました。執筆を希望される会員は、趣旨説明をお読

### 叢書第15巻の企画募集について

叢書第15巻のテーマを募集しますので、ぜひ叢書刊行委員会までご意見をお寄せください。

## 法文化叢書第14巻『再帰する法文化（仮）』原稿募集のご案内

法文化叢書第14巻編集担当 岩谷十郎（慶応義塾大学）

[juro@law.keio.ac.jp](mailto:juro@law.keio.ac.jp)

私たちは2014年度の法文化学会総会のテーマとして、「再帰性」をキーワードに法文化を考えてみたいと思います。

国家・社会を統制する技術知としての法は、古来より異なる文化や歴史を背景に持つ地域や国々を越境して伝播されてきました。その一方で文化価値としての法は、“固有なるもの”とも結びつき、国家・社会を統合するシンボルとしても機能しています。この法をめぐる普遍的要素と固有的（＝特殊的）要素との拮抗・対立・分離の、あるいは親和・並存・融合のそれぞれの局面において、いわば法のアイデンティティーを紡ぐために、古来よりいかなる多様な言説が現れ、その機能をどのように果たしてきたのか—ここに以下に述べる「再帰性」を問うひとつの契機があるように思うのです。

「再帰性(reflexivity)」という概念は、回帰、回想、反射、反省といった言葉に置き換えて理解することができます。もともとは、生物が保持する特徴—すなわち、自己と環境との絶え間ない相互作用において、常に自己を産出し続けながら自らの境界を設定してゆく自律的な組織性—に関わる概念であります。とりわけ人間では、その言語的相互作用、社会的関係における〈私〉のアイデンティティーの生成に不可欠な、「反省的思考(reflection)」として把握されます（ウンベルト・マトゥラーナ、フランシスコ・バレーラ著、管啓次郎訳『知恵の樹—生きている世界はどのようにして生まれるのか』筑摩書房）。

そして、この生物の「自己創出（＝オートポイエーシス）」の特徴を、さらに社会システム論に敷衍適用したのがルーマンであることは周知の事実であります。彼によれば、(近代)法は、“法は法である”とのオートロジカルな自律したシステムとして成立し、その規範としての自己確証・創出の作動は、環境(事実)との間での循環的、回帰的、そして再帰的な構造化の過程として観察されるのです（ニクラス・ルーマン・馬場靖雄他訳『社会の法』法政大学出版社）。つまり「再帰的」であるということは、生物においても社

会においてもそのシステムの同一性がダイナミックに維持されるための前提であるわけですが、これを本学会の進める法文化の「クロトポス(時空)研究」において、より含みのあるキーコンセプトとして用いられないだろうかという提案なのです。

例えば、19世紀後半の日本は、300年に亘って続いた封建治世にピリオドを打つために、8世紀に日本に継受された古代律令体制に回帰して新政府を樹立しました。そしてその古代国家の「中央集権システム」が、近代的な中央集権国家構築のための揺籃となったとしばしば説明されますが、ここにこそ復古した(=既知の)律令体制が、新来(=未知)の西洋法継受に際し一定の参照枠、すなわち“再帰的”標準となって、異文化的要素の受容の選別を図りながら、自らも変容を余儀なくされていった歴史過程を生き生きと再現できるのではないかと思うのです。

上記したところは、筆者の専攻に引き付けた一つの試案に過ぎません。しかし、各時代・各地域の時空に視座を置きながら、法文化の時間的、空間的個性を明らかにする本学会であればこそ、法文化を「再帰性」の視点から一度じっくりと吟味してみる価値はありそうです。会員諸氏からの積極的なご関心、ご意見をお寄せいただき、学会への奮ってのご参加をお願い申し上げます。

1. 原稿申し込み締切日: 2014年8月31日
2. 原稿提出締切日: 2015年8月31日(締切日厳守、完成原稿を電子媒体で提出)
3. 刊行予定: 2016年7月
4. 原稿枚数: 20,000字以内

## 事務局からのお知らせ

### 2012年度会計報告

2012年度の会計(2012年4月1日～2013年3月31日)は、真田芳憲・佐々木有司の両会員に以下に掲げる内容で監査をいただき、上記総会にて承認されました。

#### 2012年度 収支

総収入	1,486,599
総支出	815,968
次年度繰越金	670,631

#### 2012年度 収入内訳

年会費	540,000
前年度繰越金	946,599
大会収入	—
計	1,486,599

### 2012年度 支出内訳

郵送費	22,470
文具代	3,877
人件費	4,000
第15回研究大会費用	174,637
出版経費	608,194
振替手数料	840
ドメイン登録料	900
理事会費用	1,050
計	815,968

### 年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2014年度(2014年4月1日～2015年3月31日)の会費(5000円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費5000円には、機関誌である叢書『法文化—歴史・比較・情報』の割引

購読料3000円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい(なお、入れ違いで納入いただいている場合もあろうかと存じます。その際は、不手際をご海容下さい)。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義:法文化学会

**\*年会費納入に関するご注意**

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

## 事務局移転のお知らせ

第16回総会において提案され、承認されましたように、法文化学会事務局は屋敷二郎会員(一橋大学)から出口雄一会員(桐蔭横浜大学)へと交代致しました(2014年4月1日より)。新たな事務局の連絡先は以下の通りです。

〒225-8503 神奈川県横浜市青葉区鉄町 1614

桐蔭横浜大学法学部内 法文化学会事務局

・Tel/Fax: 045-974-5018

・E-mail: admin@legalculture.org

## 入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

### 法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ [www.legalculture.org](http://www.legalculture.org) を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。